



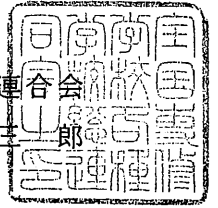
全専各連総発第212号

平成19年1月24日

都道府県協会等代表者各位

全国専修学校各種学校総連合会

会長 中込 三郎



会員校への入学辞退者に対する授業料等の取扱いについてのお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より全専各連の活動にご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、入学辞退者に対する授業料等及び諸会費等の取扱いについて、昨年、11月27日及び12月22日の二度にわたり、最高裁判所は「3月31日まで入学を辞退した者については、原則として返還する義務を負う」旨の判決を下しました。さらに、この判決を受けて、12月28日、文部科学省は「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて（通知）」を関係各所に発出しております（本通知は、本年1月5日付けの事務連絡で都道府県協会等の事務局に送付しています）。

既に、最高裁判所の判決及び文部科学省の通知に則った取扱いを募集要項で明確にしている会員校もありますが、「納付された学費は一切返金しない」など不適切な表記を行っている会員校も多く見られるとの指摘もあり、今後、貴協会の会員校に対して、都道府県所管課から文部科学省の通知等を踏まえた具体的な措置を求められることも十分に想定されます。

つきましては、専修学校及び各種学校に対する社会的な信頼を保持するために、貴協会の会員校において文部科学省の通知等の趣旨をご理解いただくとともに、不適切と判断されるような表記を行っている会員校においては、都道府県所管課等とご相談の上、文部科学省の通知等の内容にしたがって対応いただきますよう、貴協会におきましても、ご配慮をお願い申し上げます。

なお、文部科学省の通知及び本文書は、本連合会のホームページに掲出しておりますので、貴協会での取り組みにあたりご活用をお願いいたします。

<お問合せ先>

全国専修学校各種学校総連合会 事務局 総務課

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階

TEL 03 (3230) 4814

FAX 03 (3230) 2688